

## 平成 24 年度離島航路整備事業費補助金の支出に関する措置請求

(受付日：平成 25 年 1 月 18 日)

### 1 請求内容 (要旨)

宇和島市は、離島航路整備法に基づき、宇和島～日振島間の航路を営業している盛運汽船(株)に対して、平成 24 年に補助金を支出しており、宇和島市が支出した補助金の半額程度を愛媛県が宇和島市に対して補助している。

当該補助金は、盛運汽船(株)の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、盛運汽船(株)の作成した航路損益計算書には不必要な支出が含まれている。

- ・ 船員費は約9,938万円計上されているが、船の運行時間からみて、一人の船員が複数の船に乗ることが可能であるから、予備船員費は不要である。
- ・ 陸上の事務職員については、営業担当者が6人も雇用されているが、会社の営業実態からみて、2人程度で十分である。
- ・ 赤字が出ているのに賞与が支給されている。
- ・ 3人の役員が合計で約1,535万円の報酬を得ているが、3人とも仕事をしていないので、支出の必要がない。

また、監査の端緒となるべき事実は指摘しているので、違法又は不当であるとする根拠の明示は不要である。

このため、愛媛県知事に対し、平成 24 年に県が宇和島市に支出した日振～宇和島航路分の離島航路整備事業費補助金の返還を求めるために必要な措置を講じるよう請求する。

### 2 監査委員の決定

却下

### 3 決定 (却下) の理由

請求人は、盛運汽船(株)の作成した航路損益計算書に不必要な支出が含まれていると主張しているが、本件補助金の支出が違法又は不当であることを具体的かつ客観的に示す記述はなく、かつ、事実証明書の添付がない。請求書に添付されていた書類については、いずれも本件補助金に関し違法又は不当な財務会計上の行為があることをうかがわせるものではない。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の要件である、違法又は不当な財務会計上の行為があるとする根拠を監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示したものは認められず、かつ、違法又は不当な事実が存在することもうかがえないため、不適法な請求である。